

【金ヶ崎町】中小企業者等物価高騰対策賃上げ支援事業補助金のご案内

岩手県の賃上げ支援金を受けた事業者へ、町が独自に「上乘せ」で補助します！

本補助金の対象は「正規雇用労働者」のみとなります

※正規雇用労働者とは：期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、通常の所定労働時間に基づき雇用されている方を指します。

■ 補助対象となる方

以下の条件をすべて満たす事業者が対象です。

- ・岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」の交付決定を令和8年2月以降に受けた方
- ・金ヶ崎町内に事業所がある中小企業者・個人事業主
- ・町内の事業所に正規雇用労働者を1人以上雇用していること
- ・町税の滞納がないこと

■ 補助金額 最大1人あたり4万円（①基本補助+②加算補助） 上限200万円

① 基本補助：3万円（上限150万円）

② 加算補助：+1万円（上限50万円）

※加算条件：令和7年10月～12月の間に、時給換算971円未満の正規雇用労働者を1,031円以上に賃上げした場合

■ 申請期間

令和8年6月1日（月）～令和8年12月28日（月）

※県の支援金は11月13日で受付終了ですが、本申請は12月末まで可能です。

■ 提出書類チェックリスト

- 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 支給対象従業員一覧（様式第3号）
- 県の支給決定通知書の写し（令和8年2月以降のもの）
- 雇用契約書 または 労働条件通知書の写し（正規雇用の確認用）
- 賃金台帳の写し（賃上げ月とその前月分）
- 所定労働日数がわかる書類（会社カレンダー等）
- 振込先口座がわかる書類（通帳の写し等）
- 滞納のない証明書（町税務課発行）

※様式等は、商工会のホームページからダウンロードしてください。

■ お問い合わせ・申請先

金ヶ崎町商工会

<https://www.shokokai.com/kanegasaki/>

住所：金ヶ崎町西根伊勢分 23-5 TEL：0197-42-2710 / FAX：0197-42-2713